

地方独立行政法人大月市立中央病院 第2期中期目標

前文

地方独立行政法人大月市立中央病院(以下「市立中央病院」という。)は、山梨県東部地域の中核病院として大月市民の健康保持と疾病の予防・治療に努め、地域医療を担う重要な役割を果たしてきた。

市立中央病院は、法人移行後は、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自立性を最大限に発揮し、引き続き市民が求める地域に根ざした医療の提供を目指してきた。

今後も、地方独立行政法人として医療水準の向上を図り、市民の健康の維持・増進に寄与することを期待する。

一方で近年の病院経営は、人口減少と少子高齢化の進行、医師不足や診療報酬のマイナス改定、いまだに感染の収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響などにより、非常に厳しい状況となっている。

このため、市立中央病院は、富士東部地域全体で、持続可能な医療体制を確保するために必要な機能分化・連携強化の取り組みについて検討しなければならない。

このような状況の中、令和4年3月に総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を取り入れた中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

令和5年(2023年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの4年間とする。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市立中央病院は、定款に定める目的を達成するため、その業務について公立病院としてその質の向上に取り組むこと。

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

富士・東部医療圏の中核病院として、救急医療や医療資源が不足する地域への診療を効果的に行うとともに、山梨県地域医療構想で求められる役割を担い、地域の医療機関との機能分化・連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。

(2) 救急医療

二次救急医療機関として、「断らない救急」を応需方針とすることで市民が安心できる救急医療体制を確保すること。

また、対応困難な疾患や三次救急の対象となる患者については、三次救急等の病院と緊密に連携し、迅速かつ適正な対応を行うこと。

(3) 高齢者医療

市内の高齢者は増加し、生活習慣病をはじめとする慢性疾患を一人の患者がいくつも抱えているケースが増えていることから、総合診療科の機能を充実させるとともに、リハビリテーションなど高齢者医療を充実させること。

(4) 災害時医療

大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること
災害時には、地域災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣し、医療救護活動を実施すること。

県内の基幹・地域災害拠点病院と連携のもとに地域住民が安心できる医療の提供に努めること。

(5) 予防医療

専任医師等の確保、健診センターの充実を図り、各種健康診断の受診率向上や予防接種等を実施し、市民の健康寿命の延伸を図ること。

(6) 地域包括ケアシステム

富士・東部医療圏の二次救急医療機関として、急性期から一部の回復期を担い、地域の機能分化を見据え、同圏域内の地域包括ケアの実現に向けた病床の維持と介護施設などと連携し、訪問診療などによる在宅療養支援に取り組むこと。

(7) へき地医療

富士・東部圏域の唯一のへき地医療拠点病院として、無医地区への巡回診療の継続、へき地医療を担う医師の教育研修に取り組むこと。

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保

医師、看護師をはじめとする優れた医療従事者を確保するため、県内大学や医療関連団体等との連携強化を図ること。

常勤医師確保に努めるとともに、臨床研修医の受け入れや医療従事者の育成、研修体制の充実を図ること。

医療を取り巻く働き方改革への適切な対応をするため、中長期的な人事計画を進めること。

(2) 地域医療の連携強化

富士・東部医療圏の中核的病院の役割を果たすため、北都留医師会との連携を強化し、機能分担と病診連携を強化すること。

東部地域の近隣市立病院との広域連携を検討するとともに、民間病院との連携強化を図ること。

(3) 施設・設備の最適化

長期的な視点を持って、病院施設や設備の長寿命化・更新を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ること。

また、各種情報システムを活用し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化に向けたデジタル化に対応すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療

患者が自ら医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの導入検討と医療連携室を中心とした患者相談窓口のさらなる充実を図ること。

(2) 患者の利便性向上

患者とその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼される病院運営に努めること。

そのひとつの方法として、ボランティアと連携し、患者のサービスの向上に努めること。

全ての職員が医療サービスの提供者であることを改めて認識し、接遇の向上に努めること。

4 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に係る情報の収集・分析や医療事故防止、院内感染防止対策に努めること。

また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

安全な医療提供をするため、医療機器、医薬品、施設設備の安全管理を徹底すること。

(2) 法令・社会規範の遵守

市立病院として信頼され、市内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、医療法をはじめとする関係法令や社会規範を遵守するとともに、これらを確保するため内部統制体制を整備すること。

5 市の医療施策推進における役割

(1) 市の保健・福祉行政との連携

市が進める保健医療行政に積極的に協力すること。

市民の健康増進を図るため、予防対策として市と連携・協力して、一般健診、がん検診等の各種健康診断を実施し、生活習慣改善などによる一次予防に重点を置き、疾病予防や介護予防の推進に努めること。

市民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。

(2) 市民への保健医療情報の提供及び発信

医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、市民対象の公開講座の開催、ホームページや広報誌などでの医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人の運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。

2 経営管理人材の育成

経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な職員配置、教育及び研修に努め質の高い人材を育成すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

市立病院の公的使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、財務内容の改善を図り、経常収支の黒字化及び修正収支比率の改善に向けた取り組みを進めること。

2 収益と費用の適正化

(1)収益の適正化

地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り収益を確保すること。

また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収など、収入確保に努めること。

(2)費用の適正化

経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革により費用の削減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療への貢献

市立病院として地域の医療に貢献するため、地域の医療機関との連携を密にし、患者の利便性を高め、さらにかかりつけ医を推進し、地域医療の向上と地域包括ケアシステムの構築を目指すこと。

また、行政機関・介護保険機関と連携し、在宅医療の推進と支援に努めること。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワークライフバランスの確保に向け、働き方改革に取り組むこと。

また、医師の時間外労働規則の適用にあたっては、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼさないよう取り組むこと。

看護師等の勤務体制についても、働きやすい環境の確保に努めること。

3 新興感染症の感染拡大時に備えた取り組み

新型インフルエンザ等の感染症など公衆衛生上の重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、第二種感染症指定医療機関として、迅速に医療の提供を行うこと。

また、平時から県、地元医師会と連携し、富士・東部医療圏における市立病院の役割を果たせるよう、専門人材の確保、育成、施設設備の整備に努めること。